

学院発 第19419号
令和2年1月21日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都豊島区西池袋三丁目34番1号
名 称 学校法人 立教学院
代表者の氏名 理事長 白石 典義

原子炉施設の保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、別紙のとおり下記事業所に係る保安規定の変更認可を申請致します。

記

立教大学原子力研究所

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 学校法人 立教学院
住 所 東京都豊島区西池袋三丁目34番1号
代表者の氏名 理事長 白石 典義

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 立教大学原子力研究所
住 所 神奈川県横須賀市長坂二丁目5番1号

3. 変更の理由

既設機器の交換を行う場合に係る規定の見直しを行うため。

4. 変更の内容

(1)「第23条 室長は、原子炉施設に保修の必要な状態を認めたときは、第25条に定めるところに準じて、直ちに保修し、正常な状態に復帰させなければならない。ただし、部品の取替え等その保修により性能、機能がかわらないものについては、第25条に定める手続きを省略し、保安監督者の同意を得て行うことができる。」を

「第23条 室長は、原子炉施設に保修の必要な状態を認めたときは、第25条に定めるところに準じて、直ちに保修し、正常な状態に復帰させなければならない。ただし、機器又は部品の交換等その保修により機能がかわらず、性能が同等若しくは同等以上の場合については、第25条に定める手続きを省略し、保安監督者の同意を得て行うことができる。」に変更する。

(2)「第25条 室長は、許認可を必要とする原子炉施設の改造（廃止措置の実施による解体、撤去を含む。）、又はこれに準じるような部品の取替え等を行う場合には、あらかじめ、その目的、理由、改造後の特性の変化及びその対策について具体的に検討して、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。

2 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。

3 所長は、第1項の計画について安全委員会に諮問する。

4 室長は、第1項の原子炉施設の改造等の作業が終了したときは、実施した作業とその結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。」を

「第25条 室長は、許認可を必要とする原子炉施設の改造（廃止措置の実施による解体、撤去を含む。）、又はこれに準じるような機器（供用期間中に設計及び工事の方法の認可を受けた機器に限る。）の交換等を行う場合には、あらかじめ、その目的、理由、改造後の特性の変化及びその対策について具体的に検討して、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。

- 2 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。
- 3 所長は、第1項の計画について安全委員会に諮問する。
- 4 室長は、第1項の原子炉施設の改造等の作業が終了したときは、実施した作業とその結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。」に変更する。

5. 変更保安規定の施行日

変更の認可の翌日から施行する。